

第6章 泉南市自殺対策計画

第1節 自殺対策の理念

社会全体の自殺リスクを低下させるために、対人支援・地域連携・社会制度のそれぞれのレベルの施策を総合的に推進するため、次の基本理念を設定します。

■自殺対策の理念

「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を目指します

第2節 施策体系

泉南市自殺対策計画では、本市の実情や地域自殺実態プロフィールを総合して、基本施策に加え重点施策を設定します。

■本計画の体系

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

基本施策2 生きることを促進する相談支援体制づくり

基本施策3 こころの健康を保ち、支え合う環境づくり

施策①市民のこころの健康等の啓発と周知

施策②自殺対策を支える人材育成と資質向上

重点施策1 こども・若者への支援

重点施策2 高齢者への支援

重点施策3 生活困窮者への支援

第3節 基本目標「自殺死亡率の減少」

本計画(休養・こころの健康に関する施策)を通じて達成すべき目標として、自殺死亡率の減少を目指すものとします。目標値については大阪府の目標と整合をとったもので、毎年の検証の中で本市の達成状況を確認し、必要に応じて中間見直しの際に目標値を再検討します。

また、目標値については、「自殺総合対策大綱」及び「大阪府自殺対策計画」の目標と整合をとるものとし、地域の環境をよりよくする中で、段階的に減少していることを毎年確認しながら、取組を進めます。

指 標	基準値	中間目標 (R12)	最終目標 (R18)
自殺死亡率(人口 10 万対)	15.1 (R1~5の平均)	13.7	12.0以下

目標設定の考え方:中間目標は「自殺総合対策大綱」の考え方を参考に、平成23~27年の本市の平均 19.6 を約30%減少させた値を設定しています。

最終目標は、国・府・本市の過去10年の実績から、最も低い値(本市 R4 年:11.6)を継続的に実現するため、中間目標からさらに10%以上減少させた値を設定しています。

第4節 施策の展開

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

【施策の趣旨】

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域における人と人、多様な関係者の協働のもと、ネットワークを構築することが重要です。

自殺に追い込まれる原因には、健康問題のほか、家庭問題や経済問題、学校や職場の問題など、複数の要因が重なっているといわれています。いのちを支える支援を行うためには、庁内だけでなく、関係機関との間で検討会議を行い、問題点を共有することで、どこに相談しても適切な機関につながる切れ目のない支援が必要です。

実現を目指すこと

- ・自殺対策についての関係機関の連携

■市の取組

No	主な事業	内容	担当課等
1	泉南市自殺対策推進本部会議	市長を本部長として、自殺対策計画の策定及び検証、自殺対策の総合的な推進を行います。必要に応じ、市長が招集します。	保健推進課 (事務局)
2	泉南市自殺対策連絡会議	関係課相互の連携及び情報交換、自殺の背景の調査分析、自殺予防の啓発等を行います。年1回以上開催します。	保健推進課 (事務局)
3	泉南市自立支援協議会精神障害者部会	困難事例への対応のあり方、地域の社会資源の開発及び改善等に関する協議及び調整を行います。保健、医療関係者や相談支援事業者等により年4回開催します。	障害福祉課 (事務局)
4	大阪府泉佐野保健所 自殺対策推進関係職員連絡会	泉佐野保健所管内において自殺対策を推進するために、管内の医療、保健、福祉、警察署等の関係機関の職員の連携を図るため開催します。	泉佐野保健所(事務局)

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
泉南市自殺対策推進本部会議	年1回	継続
泉南市自殺対策連絡会議	年1回	継続
泉南市自立支援協議会精神障害者部会	年4回	継続

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
自殺者数	46人 (H30～R4合計)	減少

■ライフコースアプローチに沿った市民の行動目標

※市民の取組ではないため、本施策では設定しません。

「死にたい」と考える人を支えるために

自殺は、様々な社会的要因が複合的に絡み合い、心理的に追い込まれてしまった末のものです。「死にたい」と考えている人自身も、「生きたい」という本心との間で激しく揺れ動いており、自殺に至る前に何らかのサインを発していることが多いことから、自殺はその多くが防ぐことのできる問題です。

しかし、自殺を「自ら選んだ死」というように個人の自由な意思や選択の結果としてとらえ、場合によっては「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」とする考え方も根強くあるのが実情です。

自殺を防ぐためにはそのように考えるのではなく、自殺を防ぐために有効なものを認識し、家族や職場の同僚、学校の友人といった周囲がサインに気づいて本人をしっかり支えていくことが重要です。

【自殺を防ぐために有効なもの】

- ・心身ともに健康であること
- ・安定した社会生活(良好な家族・対人関係、経済状況、地域のつながりなど)
- ・支援してくれる人や組織があること
- ・社会制度や法律的対応など利用できる制度があること
- ・医療や福祉サービスを活用していること
- ・適切な対処行動(信頼できる人に相談するなど)
- ・周囲の理解が得られること

出典：内閣府作成リーフレット「誰でもゲートキーパー手帳【第2版】」等を編集

自殺につながるサインや状況

様々な悩みを抱えることによって精神面だけでなく、身体や日常行動にも影響を及ぼすこともあります。たとえば、元気がなくなった、食事量が減った、よく眠れていない（普段より疲れた顔）、ため息が目立つ、口数が減ったなど、いつもと違う様子ならば特に注意が必要です。

また、自殺者の多くは、多様かつ複合的な要因が連鎖する中でうつ病等の精神疾患にかかっていたことも分かっています。

自殺につながるサインとしては、次のようなことが挙げられます。

- ・過去の自殺企図・自傷歴
- ・喪失体験（身近な人との死別体験等）
- ・苦痛な体験（いじめ、虐待、家庭問題等）
- ・職業問題・経済問題・生活問題（失業、多重債務、生活苦、生活上のストレスなど）
- ・精神疾患・身体疾患の罹患及びそれらに対する悩み
- ・支援者がいない、社会制度が活用できないなど
- ・危険な手段を手に行っている、危険な行動に及びやすい環境があるなど
- ・自殺につながりやすい心理状態（自殺念慮、絶望感、衝動性、孤立感、悲観、諦め、不信感）
- ・望ましくない対処行動（飲酒を紛らわす、薬物の乱用等）
- ・危険行動（道路に飛び出す、飛び降りようとする、自暴自棄な行動等）
- ・その他（自殺の家族歴、本人・家族・周囲から確認される危険性等）

出典：内閣府作成リーフレット「誰でもゲートキーパー手帳【第2版】」等を編集

基本施策2 生きることを促進する相談支援体制づくり

【施策の趣旨】

現在、本市をはじめとした行政機関による支援制度は多様化しており、子育て家庭や高齢者等、市民のライフステージや属性によって多岐にわたる制度があります。

しかし、アンケート調査では、自殺対策のためには「相談窓口等のわかりやすい発信」が最も必要なこととなっています。これは、どこに相談していいかわからないという市民の声にほかなりません。

本市としては、いずれの窓口へ相談に来られても、必ず適切な対応のできる関係課につながるように体制整備を進めていますが、それが市民に十分に伝わっていないと考えられます。

今後庁内連携のもとでの相談支援体制の整備及びその情報発信に努める一方で、それを市民全体に発信する方法だけでは周知効果に限界があることも事実です。そのため、地域と連携しながら、日常的な関わりの中でのアウトリーチ活動が重要であり、情報発信と両輪で取り組んでいく必要があります。

実現を目指すこと

- ・心理的ストレス等への相談窓口の充実
- ・こころの疲労や孤独を感じる人への気づき、声かけの推進

■市の取組

No	主な事業	内容	担当課等
全市民対象の相談			
5	健康相談(再掲)	健康不安や検診結果など様々な相談に応じます。	保健推進課
6	こころの体温計(再掲)	市のホームページから自分のストレスチェックができるシステムで、相談窓口一覧につながります。定期的に更新を図り、適切な相談窓口の周知に努めます。	保健推進課
7	個別援助活動への支援	地域における日常的な見守りと連携し、情報提供を行うとともに、困りごとがあった際には円滑に相談支援を行います。	生活福祉課
8	権利擁護の仕組みづくり	泉南・田尻成年後見総合センターにおいて、成年後見制度の利用等に関する相談を受け付け、市民の権利擁護を促進します。	長寿社会 推進課 障害福祉課

No	主な事業	内容	担当課等
9	人権相談事業	不当な差別、職場・学校でのいじめ、近隣トラブル、インターネットの誹謗中傷、プライバシーの侵害等、人権侵害と感じる悩みについて、人権擁護委員や総合相談員が相談に応じ、必要な情報提供を行います。	人権推進課
10	配偶者からの暴力・相談防止事業	DV 相談に関して、関係機関への取り次ぎや、女性相談(面接)、電話相談を案内するなどし、社会資源情報を提供します。必要に応じて、大阪府女性相談センターや警察等との連携により安全を確保します。	人権推進課
11	消費者相談事業	商品の購入・サービスの契約に伴うトラブル、多重債務問題に関する情報提供や、悪質商法等の消費生活全般に関する相談に応じ、安心して安全な消費者生活を支援します。	産業振興課
12	法律相談事業	離婚や相続に関するトラブルなどの生活全般に関する相談に応じ、安心して安全な生活を支援します。	産業振興課
こども・子育て家庭対象の事業			
13	救済委員会(再掲)	こどもの権利侵害に対する救済の仕組みとして、第三者機関である救済委員会を設置し、こどもからの相談を受け付け、適切な支援を検討します。	子ども政策課
14	こども家庭すこやかセンター(再掲)	妊娠期から18歳未満の子どもを養育する家庭に対して、児童福祉機能と母子保健機能を総合的に活用し、不安や悩みに寄り添う支援を推進します。	家庭支援課 保健推進課
高齢者対象の事業			
15	総合相談支援(再掲)	地域包括支援センターが、高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応します。また、支援を必要とする高齢者に、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、関係者の連携対応を推進します。	地域包括支援センター

No	主な事業	内容	担当課等
障害者対象の事業			
16	障害者相談支援事業(再掲)	障害者(児)等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行います。権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した生活をおくれるよう支援します。	障害福祉課
生活困窮者対象の事業			
17	生活困窮者自立支援事業(再掲)	一般社団法人泉南市人権協会に相談支援窓口において、相談支援員が複合課題を抱える生活困窮者に対し、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。	人権協会 (ここサポ泉南)
18	母子父子自立支援相談事業(再掲)	ひとり親家庭が抱えている生活の困り事、資格習得、離婚前相談、子どもの事など母子父子自立支援員が相談に応じます。	家庭支援課
女性対象の事業			
19	女性相談事業(再掲)	女性が直面している様々な問題について、女性の視点から自立と主体的な生き方を目指すことを目的に、必要な援助と解決のためのサポートを行います。	人権推進課

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
こころの体温計への年間アクセス数【再掲】	7,812(R5)	増加
個別援助活動(見守り・声かけ)の延べ回数	8,855回(R5)	増加

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
自殺者数【再掲】	46人 (H30～R4合計)	減少

■ライフコースアプローチに沿った市民の行動目標

ライフステージ	行動目標
全年代	・不安や悩みを抱え込まず、誰かに相談しましょう

基本施策3 こころの健康を保ち、支え合う環境づくり

施策①市民のこころの健康等の啓発と周知

【施策の趣旨】

自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」ですが、自殺に至る兆候は専門医であっても感じることは困難です。しかし、背景となる社会情勢や病気等に対して社会の理解が進むことで、助けを求めやすい環境にしていくことはできます。

「危機に陥った場合には、いつでも誰かに援助を求めてよい」という認識が、市民共通のものになるよう、市広報やホームページ等を活用したPRやリーフレット等の作成・配布、講演会等の開催等による普及啓発を推進します。

実現を目指すこと

- ・自殺を身近な問題ととらえる意識の向上

■市の取組

No	主な事業	内容	担当課等
20	こころの健康に関する周知・啓発(再掲)	相談リーフレットを配布したり、自殺予防週間や月間等にあわせて広報紙に記事を掲載したり、公式LINE等を活用して啓発を行います。	保健推進課
21	こころの健康講座(再掲)	市民を対象として、こころの健康について理解を深める講座を実施します。	保健推進課
22	自殺対策テーマ本の特集展示	メンタルヘルスや様々な悩みを解決するための図書や、各種相談リーフレット等の期間を定めた展示や貸出を行います。	文化振興課 図書館

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
こころの健康講座の開催回数【再掲】	年1回	継続

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
こころの健康講座の参加者数【再掲】	26人(R5)	増加

■ ライフコースアプローチに沿った市民の行動目標

ライフステージ	行動目標
全年代	<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活をし、十分な睡眠と休養を心がけましょう ・テレビ、ゲーム、スマートフォンの使用時間を控え、できるだけ身体を動かしましょう
幼少世代(0～15歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に就寝時刻、起床時刻が乱れないようにしましょう ・就寝前にゲームやスマートフォンに熱中して夜更かしをしないようにしましょう
青年世代(16～39歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に就寝時刻、起床時刻が乱れないようにしましょう ・就寝前にゲームやスマートフォンに熱中して夜更かしをしないようにしましょう ・夜間の睡眠時間を確保できないときは、短時間の昼寝を活用しましょう
壮年世代(40～64歳)	
高齢世代(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・日中に適度な運動を心がけましょう ・年齢相応の適切な睡眠時間を目標にしましょう

コラム

自殺対策の広報の取組

わが国では、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。

令和6年度広報ポスター



施策② 自殺対策を支える人材育成と資質向上

【施策の趣旨】

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の気づきが重要であり、その人材の育成は自殺対策を推進するうえでの基礎となる重要な取組です。関係機関だけでなく、市民を対象としたゲートキーパー養成研修等を推進し、地域における担い手・支え手となる人材の育成に努めます。

また、日常的な見守り活動を行う民生委員・児童委員や、ボランティア団体に対して、自殺対策の基礎的な知識や精神疾患等に関する研修等の実施に努めます。

実現を目指すこと

- ・市民一人ひとりが、身の回りの困っている人に気づくことができる
- ・困っている人に気づいた時に、相談窓口等へつなげることができる

■市の取組

No	主な事業	内容	担当課等
23	ゲートキーパー養成研修	市職員や民生委員・児童委員、自治会や市民一人ひとりに対し、こころの健康や自殺予防に関する正しい知識を深め、実践できるようにゲートキーパーを養成する研修を実施します。	保健推進課
24	学校教育に関わる人材への研修	児童生徒に身近な教職員等に対する研修を実施し、ゲートキーパーの役割を認識し、児童生徒の相談に適切に応じられる人材を育成します。	指導課

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
ゲートキーパー養成研修実施回数	年2回	継続

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
市職員ゲートキーパー養成研修受講者数	111人 (R1～R5)	増加
市職員以外のゲートキーパー養成研修受講者数	46人 (R1～R5)	増加

■ライフコースアプローチに沿った市民の行動目標

ライフステージ	行 動 目 標
全年代	・積極的にゲートキーパー養成研修を受講しましょう
幼少世代(0～15歳)	・不安や悩みを抱え込まず、誰かに相談しましょう ・身近な人が困っていたら、先生や大人に相談しましょう
青年世代(16～39歳)	・不安や悩みを抱え込まず、誰かに相談しましょう ・気になる人がいれば、できるだけ声かけをしましょう ・専門的な知識が必要な悩みを抱えている人がいれば、身近な相談窓口にご相談しましょう
壮年世代(40～64歳)	
高齢世代(65歳以上)	

コラム

ゲートキーパー(命の門番)の役割

ゲートキーパーの役割とは、心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることですが、そのために必要となる特別な資格はありません。地域のかかりつけの医師や保健師等をはじめ、行政や関係機関等の相談窓口、民生委員・児童委員や地区福祉委員、ボランティア、家族や同僚、友人といった様々な立場の人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。各々の領域によって求められる役割は異なりますが、ポイントとなる主な要素は「気づき・声かけ」「傾聴」「つなぎ」「見守り」です。

○気づき・声かけ:家族や仲間の変化に気づいて声をかける

眠れない、食欲がない、口数が少なくなったなど、大切な人の様子が「いつもと違う様子」に気づいたら、「眠れている?」「どうしたの?」「力になれることはない?」などと自分にできる声かけをしましょう。

○傾聴:本人の気持ちを尊重し耳を傾ける

まずは、話せる雰囲気をつくりましょう。責めたり、安易に励ましたり、相手の考えを否定したりせずに話に耳を傾けましょう。

○つなぎ:早めに専門家に相談するよう促す

心身の不調や社会的・経済的な問題を抱えている時には、医療機関や公的機関等の専門家への相談につなげましょう。

○見守り:温かく寄り添いながらじっくりと見守る

必要があればまた相談に乗ることを伝え、温かく見守りましょう。

出典:内閣府作成リーフレット「誰でもゲートキーパー手帳【第2版】」より抜粋し一部編集

第5節 重点施策

重点施策1 こども・若者への支援

【施策の趣旨】

本市では、過去5年間(平成30年～令和4年)の自殺者数46人のうち、20歳未満は4人となっています。国の新たな自殺対策大綱において、こども・若者の自殺対策をさらに推進することは、重点施策の一つとして位置づけられています。

こども・若者を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、家庭の貧困、児童虐待、ヤングケアラー、性被害、学校・職場等におけるいじめなど、こども・若者へのストレスとなる要因が次々に顕在化しています。いくつも悩みを抱え、誰にも救われることなく自殺に至ることは、絶対に避けなければなりません。

このため、こども・若者向けの相談支援をさらに推進し、いじめ・不登校対策、子育て世代のきめ細かい支援等を進めていきます。

実現を目指すこと

- ・こども・若者が相談しやすい窓口の充実
- ・課題を抱えるこども・若者に対する、地域の声かけ・対応の推進

■市の取組

No	主な事業	内容	担当課等
こどもへの支援			
25	こども向けリーフレットの配布	小・中学生に向けて、こころの体温計や相談窓口のリーフレットを配布します。	保健推進課
26	こどもを守る地域ネットワーク(泉南市要保護児童対策地域協議会)	要保護児童の早期発見・対応や、特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が情報共有・対応協議を行います。	家庭支援課
27	救済委員会(再掲)	こどもの権利侵害に対する救済の仕組みとして、第3者機関である救済委員会を設置し、こどもからの相談を受け付け、適切な支援を検討します。	子ども政策課
28	こども相談事業	0～18歳までの子どもに関する相談を、面接や電話等で応じます。	家庭支援課

No	主な事業	内容	担当課等
29	こども・若者の居場所づくり	様々なこども・若者が、ありのままで穏やかに過ごせる居場所づくりを推進し、必要に応じて相談支援のできる体制を構築します。	青少年センター 人権国際教育課 指導課 家庭支援課
30	いじめ・不登校等への支援体制づくり	教育相談体制の充実、教育支援センター、学校・家庭・地域・関係機関の連携等の取組を進めるとともに、適応指導教室の整備を進め、不登校児童生徒への支援を推進します。	指導課
31	青少年センター居場所事業	市内の18歳未満の子どもに適切な遊び場や生活の場を提供することにより、子どもの健全育成、自立支援及び保護者への子育て支援を図ります。	青少年センター
32	子育て支援事業	青少年の悩みや、保護者等の子育て教育等に関する様々な思いや不安に関する相談に応じます。	青少年センター
33	青少年センター交流活動支援事業	日常的に市内全域から子どもや青年、保護者、地域住民が集う受け皿を設け、地域間交流、青少年や他世代との世代間交流を促進します。また地域の自主的な活動グループやサークルの育成に努めます。	青少年センター
34	図書館事業	誰でも来館することができ、居場所としての支援を図ります。	文化振興課 図書館
35	子どもの声制度	全中学生に「子どもの声～市長・教育長への手紙～」を配布し、子どもが抱える悩みや意見を聞く仕組みです。	指導課 教育総務課
保護者への支援			
36	こども家庭すこやかセンター(再掲)	妊娠期から18歳未満の子どもを養育する家庭に対して、児童福祉機能と母子保健機能を総合的に活用し、不安や悩みに寄り添う支援を推進します。	家庭支援課 保健推進課
37	産後ケア事業	退院直後から1歳未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。	保健推進課

No	主な事業	内容	担当課等
38	妊産婦への包括相談支援	主に妊婦やその配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等を行い、こども家庭センターが中心となって伴走型相談支援を行います。また、妊産婦への個人給付と一体的に実施します。	保健推進課
39	乳児家庭全戸訪問事業	生後3か月までの間の家庭訪問を行い、育児不安の軽減を図ります。産婦の心の健康は、「エジンバラ産後うつ病自己評価票(EPDS)」を用い、適切に必要な支援を行います。	保健推進課
40	地域子育て支援センター	保護者同士が交流・情報交換できる場を設けることで、育児への不安軽減を図ります。	家庭支援課
教職員への支援			
41	教職員向け「SOSの出し方教育」	教職員に対し、こどものSOSの出し方教育を実施し、こどもたちへの啓発活動へつなげます。	保健推進課 指導課

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
教職員向け「SOSの出し方教育」	年1回	継続
こども向けリーフレットの配布	毎年度実施	継続

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
自殺者数【再掲】	46人 (H30～R4合計)	減少

■ライフコースアプローチに沿った市民の行動目標

ライフステージ	行動目標
全年代	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる人がいれば、できるだけ声かけをしましょう ・専門的な知識が必要な悩みを抱えている人がいれば、身近な相談窓口にご相談しましょう
幼少世代(0～15歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩みを抱え込まず、誰かに相談しましょう
青年世代(16～39歳)	

重点施策2 高齢者への支援

【施策の趣旨】

本市では、過去5年間(平成30年～令和4年)の自殺者数46人のうち、60歳代以上が20人となっており、特に高齢者が占める割合が高くなっています。一人暮らし高齢者の増加やコロナ禍により、高齢者の社会的孤立のリスクが高まっており、完治の難しい疾病等の健康問題をはじめとして、解消の難しい課題をひとりで抱えている人が増加しているものと考えられます。

地域の高齢者の実態を可能な限り把握し、健康課題や生活課題に関する悩みをひとりで抱え込まないための相談支援や、高齢者自身の社会参加等の機会を提供する必要があります。このため、見守り活動や介護予防活動など、地域における自主的な活動が持続するよう、地域包括ケアを推進します。

実現を目指すこと

- ・高齢者が抱える課題を早期に把握できる地域のつながりの充実
- ・地域包括ケアシステムの充実

■市の取組

No	主な事業	内容	担当課等
42	総合相談支援 (再掲)	地域包括支援センターが、高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応します。また、支援を必要とする高齢者に、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、関係者の連携対応を推進します。	地域包括支援センター
43	福まちサポートリーダーの養成	地域での見守りや支え合い等の「互助」を担う「福まちサポートリーダー」を養成し、地域住民が抱える生活課題に関する相談に応じ、情報の提供及び助言を行います。また、課題の内容に応じて、適切な関係機関につなぎます。	生活福祉課

No	主な事業	内容	担当課等
44	人生会議(ACP)の普及啓発	「人生会議」とは、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて前もって考え、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組のことです。広報紙や住民向け講座「WAO地域」等を通じて、住民への普及啓発を行います。また、自分や家族のこと、もしもの時のことを記入できる「泉南市ライフデザインノート」を作成し、終活を支援します。	長寿社会 推進課
45	地域での見守り支援体制の推進	地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭等援護を要する人やその家族等に対する支援を行うため、各中学校区にコミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)を配置し、困難事例の対応のほか、見守りネットワークの運営、推進を行います。	長寿社会 推進課
46	認知症への支援体制の充実	認知症サポーター等養成講座の実施に加えて、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症のある人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)を推進します。	長寿社会 推進課

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
CSW配置人数	4人	継続
認知症サポーター養成講座を受講した人数	20,531人 (R6.3末)	増加

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
自殺者数【再掲】	46人 (H30～R4合計)	減少

■ライフコースアプローチに沿った市民の行動目標

ライフステージ	行動目標
全年代	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる人がいれば、できるだけ声かけをしましょう ・専門的な知識が必要な悩みを抱えている人がいれば、身近な相談窓口にご相談しましょう
高齢世代(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩みを抱え込まず、誰かに相談しましょう ・できる限り、地域の活動やつどいに参加しましょう

重点施策3 生活困窮者への支援

【施策の趣旨】

本市では、過去5年間(平成30年～令和4年)の自殺者のうち、経済・生活問題を動機とする割合が全国より高くなっています。本市の生活保護受給世帯数はコロナ禍で増えることはありませんでしたが、減少することもなく、800世帯前後で推移しています。

生活苦は他人に相談しづらい課題ですが、直接的な自殺の要因になりやすく、また、医療や福祉サービスの利用を控えたり、外出機会の減少につながったりと、他の課題と複合し複雑しやすい課題でもあります。

地域と連携しながら相談支援を推進するとともに、福祉制度等を知らなかったり、地域の目を過剰に気にしたりすることで、公的支援を受けないことのないよう、制度の趣旨や内容の周知を図ります。

実現を目指すこと

- ・生活困窮者が相談しやすい窓口の充実
- ・課題を抱える人への気づき、声かけの推進

■市の取組

No	主な事業	内容	担当課等
47	生活困窮者自立支援事業(再掲)	一般社団法人泉南市人権協会に相談支援窓口において、相談支援員が複合課題を抱える生活困窮者に対し、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。	人権協会 (ここサポ泉南)
48	母子父子自立支援相談事業(再掲)	ひとり親家庭が抱えている生活の困り事、資格習得、離婚前相談、子どもの事など母子父子自立支援員が相談に応じます。	家庭支援課

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
自殺者数【再掲】	46人 (H30～R4合計)	減少

■ライフコースアプローチに沿った市民の行動目標

ライフステージ	行動目標
全年代	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩みを抱え込まず、誰かに相談しましょう ・気になる人がいれば、できるだけ声かけをしましょう ・専門的な知識が必要な悩みを抱えている人がいれば、身近な相談窓口にご相談しましょう